

令和 8 年瑞穂町農業委員会 6 月総会

令和 8 年 6 月 23 日、令和 8 年瑞穂町農業委員会 6 月総会が瑞穂町役場 2 階 会議室 2-1、2-2 にて開催された。

農業委員会委員

1 番	榎本雄一	2 番	山田明弘	3 番	青木一幸	4 番	鈴木正実
【欠席】							
5 番	坂田敬一	6 番	中野高雄	7 番	古川宗昭	8 番	西村一彦
【欠席】							
9 番	村山正信	10 番	細渕日出夫	11 番	吉岡昭夫	12 番	上野勝

農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
------	-------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長	水村探太郎	農政係長	菊池歩
(事務局長)		(書記)	
農政係	宮野裕城		

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 諸報告
- 日程第 3 議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 協議第 1 号 令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

開 会 午後 1 時 55 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 8 年瑞穂町農業委員会 6 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、9 番委員の村山 正信さんと 10 番委員の細渕 日出夫さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (菊池 歩 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第 1 号、番号 1 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 6 月 15 日 (月) 午前 10 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、トウモロコシ、キャベツ、ブロッコリー、ネギを栽培しています。耕作面積は約 650 a。農業従事者は本人、従業員 3 名です。農業従事日数は本人が 350 日、従業員が各 280 日です。所有機械はトラクター 1 台、管理機 7 台、軽バン 1 台、軽トラック 3 台等です。販路につきましては直売所、量販店、食品加工会社への出荷です。取得農地の営農計画はダイコン、ジャガイモを栽培予定です。通作距離は車で 3 分です。販路は直売所、量販店、食品加工会社への出荷です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

8番委員 (西村 一彦 君) 議案第1号、番号2農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月15日(月)午前10時40分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギ、ニンジン栽培しています。耕作面積は約120a。農業従事者は本人、母、研修生1名です。農業従事日数は本人が300日、母が100日、研修生が250日です。所有機械はトラクター2台、マルチャー2台、洗い機1台、軽バン1台、軽トラック1台等です。販路につきましては仲卸業者への出荷です。取得農地の営農計画はネギを栽培予定です。通作距離は車で7分です。販路は仲卸業者への出荷です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付すると

いうことでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号1、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

11 番委員 (吉岡 昭夫 君) 議案第2号、番号1農地法第3条の許可申請について事務局が聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は5月18日(月)午前9時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行い、5月総会にて継続審議とした案件となります。申請者がどのように農業知識を習得していくかを判断するため継続審議としていました。事務局が今後の意向を確認したところ、現在農業とは別の仕事をしているため、研修等には参加できないとのことでした。担当委員の意見としましては、申請人は現在、農業以外の仕事で生計を立てており、農業知識の習得を十分に行える状況ではないため、否決とすることが適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第2号、番号1について否決とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は否決いたします。続きまして、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲

渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。
続きまして、協議第 1 号、令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価及び農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について取りまとめました。令和 7 年度の瑞穂町農業委員会の最適化活動の実施状況の概要としては、農地の集積率が目標に対して 118%の実績、遊休農地の解消については目標に対して 146%の実績、新規参入者への貸付等については目標に対して 0%の実績となりました。目標の達成状況の評語としては、規定に当てはめると、目標に対して期待を上回る結果が得られた、という評語になります。個別点検の結果については配布のとおりです。

協議第 1 号では、これらについて意見を求め、この内容で公表及び東京都や東京都農業会議、町に報告してよいか審議願います。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。意見や質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。これより決議に入ります。協議第 1 号について事務局案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は事務局案のとおり決します。
以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和 7 年瑞穂町農業委員会 6 月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2 時 25 分

議 長

第 9 番 委 員

第 10 番 委 員